高砂市中小企業奨学金返済支援事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、従業員への奨学金返済支援制度を設け、手当又は賞与への加算等として、奨学金返済のための金銭を支給する市内の中小企業に対し予算の範囲内で補助金を交付することにより、若年者の地元への就職促進及び中小企業の人材確保を図り、もって市内における定住の促進及び産業の振興に寄与することを目的とする。

　（用語の定義等）

第２条　この要綱において「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者とする。ただし、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）、ソフトウェア業及び情報処理サービス業並びに旅館業については、次の表に定める基準を満たすものに限るものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業　　　種 | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
| ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） | ３億円以下 | ９００人以下 |
| ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | ３億円以下 | ３００人以下 |
| 旅　館　業 | ５，０００万円以下 | ２００人以下 |

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、中小企業に含まない。

⑴　国又は地方公共団体が出資している会社

⑵　弁護士法（昭和２４年法律第２０５号）に基づく弁護士法人、公認会計士法（昭和２３年法律第１０３号）に基づく監査法人、税理士法（昭和２６年法律第２３７号）に基づく税理士法人、行政書士法（昭和２６年法律第４号）に基づく行政書士法人、司法書士法（昭和２５年法律第１９７号）に基づく司法書士法人、弁理士法（平成１２年法律第４９号）に基づく特許業務法人、社会保険労務士法（昭和４３年法律第６９号）に基づく社会保険労務士法人又は土地家屋調査士法（昭和２５年法律第２２８号）に基づく土地家屋調査士法人

⑶　自らの会社より資本金の額又は出資の総額が大きい会社から一定の割合で出資を受けていることなどにより、特定の会社の支配下にあると市長が認める会社

３　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　正規雇用　雇用期間の定めがなく、直接雇用され常勤している者（役員及び個人事業主を除く。）をいう。

⑵　奨学金　独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象企業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす中小企業とする。

⑴　市内に主たる事業所を有する個人又は法人であること。

⑵　一般財団法人兵庫県雇用開発協会が実施する中小企業奨学金返済支援制度事業補助金（以下「協会補助金」という。）の交付決定を受けていること。

⑶　市税を滞納していないこと。

⑷　次条に規定する対象従業員を雇用していること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する中小企業は、補助対象企業としない。

⑴　高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成２４年高砂市条例第５号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者が事業を営んでいる中小企業

⑵　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する営業を営む中小企業

⑶　労働関係法令に違反しているなど、市が補助金を交付することが適切でないと認められる中小企業

（補助対象従業員）

第４条　補助金の交付の対象となる従業員（以下「補助対象従業員」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

　⑴　補助対象企業に、雇用期間の定めなく、正規雇用されていること。

　⑵　補助金の交付申請日（以下「申請日」という。）において、市内に所在する事業所に勤務していること。

⑶　機構から奨学金を貸与された者で、かつ、申請日において当該奨学金を返済していること。

　⑷　申請日の属する年度（毎年４月１日から翌年の３月３１日までの間をいう。）の初日（毎年４月１日をいう。）において、当該補助対象企業に採用されて５年以内であること。

　⑸　申請日の属する年度の末日（毎年３月３１日をいう。）において、市内に住所を有する３０歳未満の者であること。

　⑹　市内において5年間引き続き居住の意思を有する者であること。

⑺　個人事業主（実質的に個人事業と同様と認められる法人の代表者を含む。）と同居している親族でないこと。ただし、勤務実態又は勤務条件が他の従業員と同様であると認められる場合は、この限りでない。

　（補助対象期間）

第５条　個々の補助対象従業員について市が補助金の交付の対象とする期間は、当該補助対象企業に採用された日の属する月を１月目とし、その月から６０月目となる月（補助対象従業員が以前勤務していた中小企業を退職した場合で当該中小企業がこの制度の対象となっているときは、その期間を通算する。）までとする。

２　補助対象期間の始期は、補助金の交付を受けようとする年度（毎年４月１日から翌年の３月３１日までの間をいう。以下、同じ。）（以下「申請年度」という。）の４月１日とする。

３　補助対象期間の単位は、申請年度単位とする。

（補助対象経費）

第６条　補助金の交付の対象となる経費は、第３条の規定に該当する補助対象企業が、前条に規定する補助対象期間中に支給した当該補助対象企業の補助対象従業員に係る奨学金の額の総額に相当する経費とする。ただし、繰上返還により返還した奨学金の額は、当額経費から除くものとする。

（補助金の額）

第７条　補助金の額は、１年につき、前条に規定する経費から交付決定を受けた協会補助金の支給額を差し引いた額の２分の１に相当する額（その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、補助対象従業員１人につき年額６万円を限度とする。

（交付申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、協会補助金の交付決定を受けた後、高砂市中小企業奨学金返済支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　補助対象従業員の氏名・住所・補助金交付申請額に係る調書（様式第２号）

⑵　協会補助金の交付決定に係る通知書の写し

⑶　同意書（様式第３号）

⑷　市税の完納証明書

⑸　協会補助金の申請時の提出書類の写し

⑹　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　申請者は、補助金の交付を申請する年度ごとに市長が定める期間内に交付申請をしなければ

ならない。

（交付決定等）

第９条　市長は、高砂市中小企業奨学金返済支援事業補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは高砂市中小企業奨学金返済支援事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により、補助金を交付しないことに決定したときは高砂市中小企業奨学金返済支援事業補助金不交付決定通知書（様式第５号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第１０条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（申請事項の変更）

第１１条　交付決定者は、交付決定後に申請事項の変更を受けようとするときは、高砂市中小企業奨学金返済支援事業補助金変更申請書（様式第６号。以下「変更申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

２　市長は、変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、変更を決定したときは、高砂市中小企業奨学金返済支援事業補助金変更決定通知書（様式第７号）により、その旨を当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第１２条　交付決定者は、第１条に規定する金銭の支給が完了したときは、高砂市中小企業奨学金返済支援事業補助金実績報告書（様式第８号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

⑴　補助対象従業員の氏名・住所・補助金実績額に係る調書（様式第９号）

⑵　協会補助金の確定通知書の写し

⑶　振込先金融機関を確認する書類（金融機関、支店名、口座名義人（カナ）及び口座番号の全てを記載したものに限る。）

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１３条　市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、速やかにその内容を審査し、当該実績報告が適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、高砂市中小企業奨学金返済支援事業補助金交付確定通知書（様式第１０号）により、当該実績報告をした交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１４条　市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を交付するものとする。

２　交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、高砂市中小企業奨学金返済支援事業補助金交付請求書（様式第１１号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第１５条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　死亡したとき。

⑵　交付決定者から辞退の申出があったとき。

⑶　申請年度の３月３１日以前に市外に移転し、又は転出したとき。

⑷　第４条第４号及び第５条第１項に規定する期間中に、その従業員について、補助対象従業者でないことが判明したとき、又は第８条第１項の規定による申請に係る申請年度の３月３１日以前に退職していたことが判明したとき（当該補助対象企業の関連企業への人事異動、出向等によるものを除く。）。

⑸　市長の定める期間中に、第１２条の高砂市中小企業奨学金返済支援事業補助金実績報告書又は前条の高砂市中小企業奨学金返済支援事業補助金交付請求書を市長に提出しなかったとき。

⑹　偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

⑺　この要綱の規定に違反したとき。

⑻　その他市長が補助金の交付を不適当であると認めたとき。

２　市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、高砂市中小企業奨学金返済支援事業補助金交付取消通知書（様式第１２号）により、当該交付決定を取り消された者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１６条　市長は、前条第１項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

２　市長は、第１３条の規定による補助金の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

３　市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前２項の規定により定めた期限を延長することができる。

（補則）

第１７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年１２月６日から施行し、同年４月１日以後に支給した手当等について適用する。

この要綱は、令和4年１２月９日から施行する。